

新旧対照表

○世田谷区立老人会館条例

新	旧
世田谷区立 <u>ひだまり友遊</u> 会館条例	世田谷区立老人会館条例
昭和51年12月1日 条例第54号	昭和51年12月1日 条例第54号
改正 昭和54年3月23日条例第8号 昭和55年4月1日条例第11号 昭和56年9月29日条例第43号 昭和57年3月16日条例第23号 平成12年3月13日条例第44号 平成15年3月13日条例第18号 平成17年6月21日条例第32号 <u>以後改正なし</u>	改正 昭和54年3月23日条例第8号 昭和55年4月1日条例第11号 昭和56年9月29日条例第43号 昭和57年3月16日条例第23号 平成12年3月13日条例第44号 平成15年3月13日条例第18号 平成17年6月21日条例第32号
(設置)	(設置)
第1条 区内の <u>高齢者</u> に対し、心身の健康 <u>増進</u> と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともに <u>憩い</u> の場を提供 <u>することに加え、高齢者の地域活動への参加や、世代間交流を進めることで、区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立ひだまり友遊会館</u> （以下「会館」という。）を、東京都世田谷区若林四丁目37番8号に設置する。 一部改正〔昭和54年条例8号・平成 年 号〕 (会館の施設)	第1条 区内の老人に対し、心身の健康保持と生活の向上のための相談及び福祉活動を行うとともに <u>いこい</u> の場を提供し、もって福祉の増進に寄与するため、世田谷区立老人会館（以下「会館」という。）を、東京都世田谷区若林四丁目37番8号に設置する。 一部改正〔昭和54年条例8号〕 (会館の施設)
第2条 会館の施設は、別表 <u>第1</u> のとおりとする。	第2条 会館の施設は、別表のとおりとする。
一部改正〔平成 年 号〕	
(休館日及び開館時間)	(休館日及び開館時間)
第3条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。	第3条 会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。
追加〔平成17年条例32号〕	追加〔平成17年条例32号〕
(事業)	(事業)
第4条 会館は、 <u>高齢者を対象とする次に掲げる事業</u> を行う。	第4条 会館は、次の事業を行う。
<u>(1) 心身の健康増進、地域活動への参加の促進又は世代間交流に資する事業</u> <u>(2) 生活に関する相談に応じる事業</u> <u>(3) 生活の向上を目的とする講座を開催する事業</u> (4) 憩いの場を提供する <u>事業</u> (5) 各種の集会その他文化活動の場を提供する <u>事業</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた <u>事業</u> 一部改正〔昭和54年条例8号・57年23号・平成12年44号・17年32号・	(1) 老人の生活の向上を目的とする各種講習及び講座に関すること。 (2) 福祉電話訪問及び電話相談に関すること。 (3) 老人の健康増進に関すること。 (4) 老人に憩いの場を提供すること。 (5) 各種の集会その他文化活動の場を提供すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。 一部改正〔昭和54年条例8号・57年23号・平成12年44号・17年32号〕

平成 年 号]

(使用することができる者の範囲)

第5条 会館を使用することができる者は、区内に住所を有する60歳以上の者又は60歳以上の者を主たる構成員とする団体とする。ただし、第14条の規定により会館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者が施設(会議室、講習室及び体育室に限る。以下この条から第8条までにおいて同じ。)の使用状況に余裕があると認めた場合においては、構成員の総数が5名以上で、かつ、その2分の1以上が区内に住所を有する者である団体若しくは構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者である団体(第7条及び第8条において「一般区民団体」という。)並びに第8条の2第1号から第5号までに規定する団体、学校等(第7条及び第8条において「学校等」という。)は、施設を使用することができるものとする。

一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号・平成 年 号〕

(使用承認)

第6条 会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例32号〕

(使用の不承認)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に著しく違反すると認められたとき。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、一般区民団体及び学校等がこれまでの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、使用承認を受けた施設を使用しなかったとき。
- (2) 利用料金を納付していないとき。

一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号・平成 年 号〕

(使用することができる者の範囲)

第5条 第2条に定める施設を使用することができる者は、区内に居住する年齢60才以上の者又は60才以上の者を主たる構成員とした団体とする。ただし、第14条の規定により会館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)が特別の理由があると認めたものについては、この限りでない。

一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕

(使用承認)

第6条 会館の施設を使用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例32号〕

(使用の不承認)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑となる行為をするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕

(利用料金)

第8条 会館の使用料は、無料とする。ただし、一般区民団体及び学校等が、第6条の規定による施設の使用の承認を受けた場合にあっては、別表第2又は別表第3に定める利用料金を徴収するものとする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

一部改正〔平成17年条例32号・平成 年 号〕

(利用料金の減免)

第8条の2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を利用料金から減額し、又は免除することができる。

- (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
- (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第6号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額
- (3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額
- (4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額
- (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
- (7) 一般区民団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額

一部改正〔平成 年条例 号〕

(利用料金の還付)

第8条の3 指定管理者は、利用料金を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔平成 年条例 号〕

(使用の制限)

(使用料)

第8条 会館の使用料は、無料とする。

一部改正〔平成17年条例32号〕

(使用の制限)

<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・55年11号・平成17年32号〕</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・55年11号・平成17年32号〕</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第10条 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(設備の変更禁止)</p>	<p>第10条 第6条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(設備の変更禁止)</p>
<p>第11条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第11条 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・55年11号・平成17年32号〕</p> <p>(損害の賠償)</p>	<p>第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・55年11号・平成17年32号〕</p> <p>(損害の賠償)</p>
<p>第13条 使用者は、会館の建物及びその附属設備を滅失し、又はき損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>第13条 使用者は、会館の建物及びその附属設備を滅失し、又はき損したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一部改正〔昭和54年条例8号・平成17年32号〕</p> <p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に会館の管理を行わせるものとする。</p> <p>追加〔平成17年条例32号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>	<p>第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に会館の管理を行わせるものとする。</p> <p>追加〔平成17年条例32号〕</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p>
<p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>	<p>第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。</p>

<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、会館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等利用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(3) 会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p> <p>追加〔平成17年条例32号〕 (指定管理者の業務等)</p>	<p>2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、会館の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 使用者の平等利用を確保した運営ができること。</p> <p>(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。</p> <p>(3) 会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。</p> <p>5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。</p> <p>追加〔平成17年条例32号〕 (指定管理者の業務等)</p>
<p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の施設の運営に関する業務</p> <p>(3) 会館の使用の承認等に関する業務</p> <p>(4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p>	<p>第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第4条各号に規定する事業に関する業務</p> <p>(2) 会館の使用の承認等に関する業務</p> <p>(3) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p>
<p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、会館の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>追加〔平成17年条例32号・平成 年 号〕 (委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>一部改正〔平成15年条例18号・17年32号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第8号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p>	<p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、会館の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>追加〔平成17年条例32号〕 (委任)</p> <p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>一部改正〔平成15年条例18号・17年32号〕</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。</p> <p>付 則 (昭和54年3月23日条例第8号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。</p>

付 則 (昭和55年 4 月 1 日 条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年 9 月 29日 条例第43号)

この条例は、昭和56年10月 1 日から施行する。

付 則 (昭和57年 3 月 16日 条例第23号)

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月 13日 条例第44号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成15年 3 月 13日 条例第18号)

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 6 月 21日 条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第13条の規定により管理を委託している世田谷区立老人会館（以下「会館」という。）については、平成18年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立老人会館条例（以下「新条例」という。）第15条第 4 項の規定により、区長が会館に係る指定管理者（新条例第 5 条ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた会館について指定管理者を指定しようとする場合において、会館の管理を受託している者から新条例第15条第 2 項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第 3 項に規定する基準に基づき審査し、かつ、会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が会館の設置の目的を効果的に達成することができるかと認めた場合には、同条第 1 項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定、第 5 条の改正規定（同条第 2 項に係る部分に限る。）及び別表の改正規定（別表第 1 に係る部分に限る。）は、同年 3 月 1 日から施行する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、休養室、体育室、なんでも相談室、生

付 則 (昭和55年 4 月 1 日 条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年 9 月 29日 条例第43号)

この条例は、昭和56年10月 1 日から施行する。

付 則 (昭和57年 3 月 16日 条例第23号)

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月 13日 条例第44号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成15年 3 月 13日 条例第18号)

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 6 月 21日 条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第13条の規定により管理を委託している世田谷区立老人会館（以下「会館」という。）については、平成18年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立老人会館条例（以下「新条例」という。）第15条第 4 項の規定により、区長が会館に係る指定管理者（新条例第 5 条ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた会館について指定管理者を指定しようとする場合において、会館の管理を受託している者から新条例第15条第 2 項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第 3 項に規定する基準に基づき審査し、かつ、会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が会館の設置の目的を効果的に達成することができるかと認めた場合には、同条第 1 項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

生涯現役情報ステーション、囲碁将棋室及び電話センターの公用開始の日は、平成27年4月1日とする。

別表第1（第2条関係）

施設名
休養室 会議室 講習室 体育室 なんでも相談室 生涯現役情報ステーション 囲碁将棋室 電話センター

全部改正〔昭和54年条例8号〕、一部改正〔昭和55年条例11号・57年23号・平成12年44号・15年18号・年号〕

別表第2（第8条関係）

区分 種別	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで
第1会議室	300円	300円	300円
第2会議室	300円	300円	300円
第3会議室	300円	300円	300円
第4会議室	300円	300円	300円
第5会議室	300円	300円	300円
第6会議室	720円	960円	960円
総合会議室	720円	960円	960円
講習室	720円	960円	960円

備考 この表において「総合会議室」とは、第3会議室、第4会議室及び第5会議室を一の会議室として使用するものをいう。

追加〔平成 年条例 号〕

別表第3（第8条関係）

区分 種別	午前9 時から 午前1 時まで で	午前1 時から 午後 1時まで で	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時30 分まで
体育室	2,520円					

追加〔平成 年条例 号〕

別表（第2条関係）

施設名
老人休養室 会議室 講習室 老人電話センター 体育室兼機能回復訓練室 老人図書室

全部改正〔昭和54年条例8号〕、一部改正〔昭和55年条例11号・57年23号・平成12年44号・15年18号〕